

○ 主な処分理由

量 定	人数	主な処分理由
停職 1 月	2 名	○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内旅行会社に支払っており、別の名目の領収証書により資金を捻出し、ホテル代の一部の支払いに充当した事案 2 名 (うち資金前渡官吏 1 名、共謀した者 1 名)
減給 2 月 (1/10)	1 名	○ 海外派遣先において別の名目の領収証書により資金を捻出し、目的外の用途に充当した事案 1 名
減給 1 月 (1/10)	17 名	○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内旅行会社に支払っており、前渡資金の一部について証拠書類がないため使途が確認できない事案 15 名 (使途が確認できない金額が少額のものを除く) ○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内の民間団体に支払っていた事案 2 名
戒 告	19 名	○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内旅行会社に支払っており、前渡資金の一部について証拠書類がないため、使途が確認できない事案 7 名 (使途が確認できない金額が少額のもの) ○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内旅行会社に支払っていた事案 12 名 (派遣担当補佐等)
訓 告	16 名	○ 前渡資金を海外派遣に先立ち国内旅行会社に支払っていた事案 16 名 (派遣担当補佐以外等)
合 計	55 名	

※ 借上車両に関する不適正事案(7名)及び国内旅行会社(利害関係者)からのインスタント食品の受領(1名)については、他の非違行為と併せて上記の通り処分等を実施。

○ 管理監督者

ア 海外遺骨収集等事業の責任者

(ア) 事業課長及び事業課事業推進室長（平成 27 年度以降）

- ・ 事業課長 1 名 戒告
- ・ 事業推進室長 1 名 減給 1 月 (1/10) (※資金前渡官吏との重複者)
(平成 26 年度以前は援護企画課外事室長)

(イ) 援護企画課長（平成 26 年度以前の援護企画課外事室の組織上の管理監督者）

- ・ 援護企画課長 4 名 厳重注意（文書）

イ 局全体としての管理監督責任者

- ・ 社会・援護局長 2 名 厳重注意（文書）
- ・ 援護担当審議官 3 名 厳重注意（文書）